

名古屋市教育委員会告示第16号

博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をしました。

令和 8年 4月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

- 1 登録年月日  
令和 8年 4月24日
- 2 登録番号  
第 8号
- 3 設置者の名称及び住所  
LEGOLAND Japan合同会社  
名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番地 1
- 4 博物館の名称及び所在地  
シーライフ名古屋  
名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番地 1

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課